

住宅・建築物の設計・施工等に携わる皆さまへのご案内

日頃より、住宅・建築物の省エネ対策等にご協力いただきありがとうございます。

2022年6月17日に公布された改正建築物省エネ法・改正建築基準法により、2025年4月(予定)に省エネ基準の全面的な適合義務化や建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し(4号特例の見直し)等が行われます。

国土交通省では、これら制度の円滑な実施に向け、改正法に関する最新情報や住宅・建築物の省エネ対策などの様々なコンテンツをインターネット等で随時提供してまいります。

今年度は、「改正建築物省エネ法・改正建築基準法の概要説明会」を実施するとともに、主に省エネ住宅の設計・施工は未経験という方向けに、「木造戸建住宅の仕様基準(省エネ計算を行わずに、断熱材の仕様等で省エネ基準への適合を確認できるもの)」、及び「小規模版モデル建物法(300㎡未満の小規模非住宅で使用できる計算プログラム)」について詳しく説明するWEB講習会に加えて、断熱施工の「実技研修会」を開催いたします。なお、インターネットやパソコン操作に不慣れな方にも必要な情報をお届けできるよう、オンライン講座と併用して、参加型の説明会や少人数での相談会についても実施します。

つきましては、これらの講習会等にご参加いただければ幸いです。

—— 令和4年度は以下の取組を行っています ——

改正建築物省エネ法・改正建築基準法ホームページ(オンライン講座)

改正法に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・オンデマンド動画などについては、国土交通省のホームページで情報発信しております。改正概要は同封チラシをご確認ください。



https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000163.html→



← 実施団体：国土交通省 <https://shoenehou-online.jp/> (オンライン講座)

木造戸建住宅設計者等の皆様へ

2025年4月(予定)の省エネ基準の適合義務化について、省エネ計算を行わずに断熱材の種類や厚さ等の仕様で省エネ基準への適否を確認できる仕様基準をわかりやすく解説した「仕様基準ガイドブック」を新しく公開します。木造戸建住宅の仕様基準、改正建築物省エネ法に関する動向を記載しています。

また、本年度は、参加型の説明会・講習会を全国各地で開催します。詳しくは同封チラシをご確認ください。

実施団体：(一社)木を活かす建築推進協議会 <https://www.kiwoikasu.or.jp> →



小規模非住宅建築物 設計者等の皆様へ

本年度も「改正建築物省エネ法講習会テキスト」を用いた動画説明・演習会を参加型イベントとオンライン講座の両方で行います。詳しくは同封チラシをご確認ください。

実施団体：(一社)木を活かす建築推進協議会 <https://www.kiwoikasu.or.jp> →



断熱施工に携わる 大工技能者の皆様へ

建築大工技能者を対象とした「実技研修会」を実施します。実習用のモデルを使用して、床・壁・天井の部位ごとの断熱方法・気密確保等について講師の指導のもとで施工し、施工技術の習熟を図るとともに断熱施工にかかわる疑問や不安を解消します。同封チラシをご確認ください。

実施団体：(一社)全国木造建設事業協会 <https://www.zenmokkyo.jp/> →



設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が 義務付けられます

建築物省エネ法が改正されました(令和4年6月17日公布)



省エネ基準適合見直し**3**つのポイント

1

原則全ての
新築住宅・非住宅に
省エネ基準適合が
義務付けられます

2

建築確認
手続きの中で
省エネ基準への
適合性審査を
行います

3

2025年4月
に施行予定
です

※住宅・建築物の「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなります。新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。

詳細は裏面をご覧ください

全ての新築住宅・非住宅に

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます。**

併せて、建築基準法の改正により、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度**(いわゆる「4号特例」)の縮小が措置され、**建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等**も変更されます。

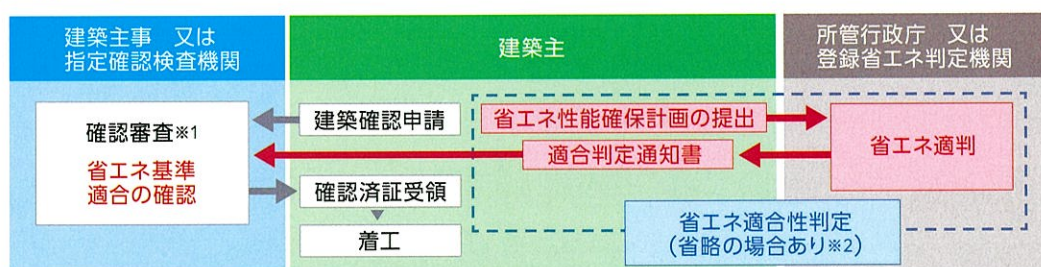
① 原則※全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務		適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、
現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

2 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います

- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。

※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

③ 2025(令和7)年4月に施行予定です

- 申請側、審査側の十分な準備期間を確保しつつ、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。
※4号特例の見直しについても、同じく2025年4月に施行予定
- 施行日以後に工事に着手する建築物の建築が適合義務の対象**となります。
- 今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。
- 



設計者・施工者の皆様へ

2024年4月(予定)から 大規模な非住宅建築物の 省エネ基準が変わります

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」が改正されます

省エネ基準見直し **3**つのポイント

1

延床面積が
2000㎡以上の
大規模非住宅
建築物の省エネ
基準を引き上げます

2

用途毎に
基準値の水準が
異なります
(現行省エネ基準
を15~25%強化)

3

2024年4月
に施行予定
です

※「建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)」に基づく適合義務制度
延床面積が2000㎡以上の大規模の非住宅の新築、増改築を行う建築主は、省エネ基準への適合が義務付けられています。
所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

大規模な非住宅建築物の 省エネ基準が変わります

2021年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB※水準の省エネ性能の確保を目指すこととされており、

省エネ基準を段階的に引き上げることとなっております。

今般、適合義務化が先行している大規模非住宅建築物について、各用途の適合状況等を踏まえ、省エネ基準の引き上げを行うこととしたものです。

※ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル



1

延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅 建築物の省エネ基準を引き上げます

- 建築物省エネ法において、延床面積が2000㎡以上の大規模非住宅建築物は、省エネ基準への適合が義務付けられており、今般この省エネ基準を引き上げることとします。

■ Q&A

Q 基準の見直しに伴い、手続きに変更はありますか。

A 手続きに変更はありません。これまでと同様、所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性判定を受け、建築確認において適合性判定通知書を提出する必要があります。

Q 将来的には、中規模・小規模非住宅建築物や住宅の省エネ基準も見直されますか。

A 2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、適合状況等を踏まえつつ基準の見直しを行う予定としております。

2

用途毎に基準値の水準が異なります

- 大規模な非住宅建築物について、各用途の省エネ基準への適合状況等を踏まえ、用途に応じて基準値の水準を15～25%強化します。

【改正前】

用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
全用途	1.0

【改正後】

用途	一次エネルギー消費量基準 (BEI)
工場等	0.75
事務所等・学校等・ホテル等・百貨店等	0.8
病院等・飲食店等・集会所等	0.85



3

2024(令和6)年4月に施行予定です

- 改正省令の施行日以後に適合性判定を申請する建築物について、引き上げ後の省エネ基準への適合が必要となる予定です。
- 改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 4号特例が変わります

省エネ基準の適合義務化に併せて
木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます



「4号特例」見直し **3**つのポイント

1

「建築確認・検査」
「審査省略制度」の
対象範囲が
変わります

2

確認申請の際に
構造・省エネ関連の
図書の提出が
必要になります

3

2025年
4月に
施行予定です

※「審査省略制度(いわゆる「4号特例」)」とは・・・

建築基準法第6条の4に基づき、建築確認の対象となる木造住宅等の小規模建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物)において、建築士が設計を行う場合には、構造関係規定等の審査が省略される制度です

詳細は裏面をご覧ください

木造建築物を建築する場合の 建築確認手続きが見直されます

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます。**

同法では、**建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の縮小**が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます

1 「建築確認・検査」「審査省略制度」の 対象範囲が変わります

改正前

4号建築物 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物



木造 2階建て 木造 平屋建て 等

- ・都市計画区域等内に建築する際には建築確認・検査が必要
- ・審査省略制度の対象

改正後

新2号建築物 改正法第6条第1項第2号に該当する建築物



木造 2階建て 木造平屋建て (延べ面積 200㎡超)

- ・全ての地域で建築確認・検査(大規模な修繕・模様替を含む)が必要
- ・審査省略制度の**対象外**

新3号建築物 改正法第6条第1項第3号に該当する建築物



木造平屋建て (延べ面積200㎡以下)

- ・都市計画区域等内に建築する際に、建築確認・検査が必要
- ・審査省略制度の**対象**

2 確認申請の際に構造・省エネ関連の 図書の提出が必要になります

改正前

4号建築物



確認申請書・図書
(一部図書省略)

改正後

新2号建築物



確認申請書・図書

+



構造関係規定等の図書
(新たに提出が必要)

+



省エネ関連の図書
(新たに提出が必要)

新3号建築物



確認申請書・図書(現行と同様に一部図書省略を継続)

●今後、建築基準法施行規則において、申請に必要な図書の種類と明示すべき事項を規定する予定(2023(令和5)年秋頃)です。

3 2025(令和7)年4月に施行予定です

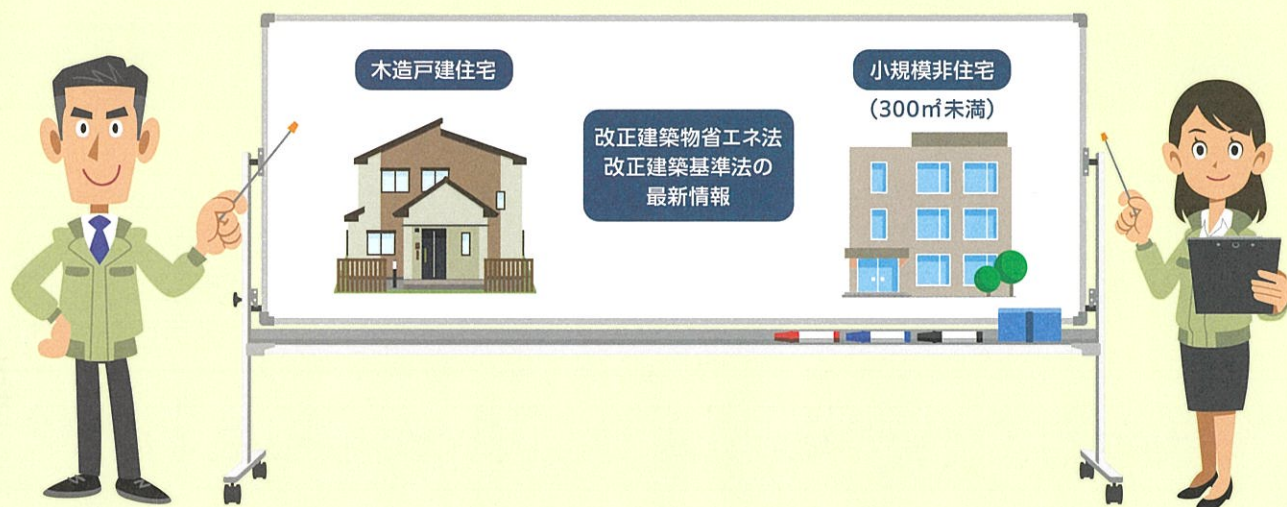
●「省エネ基準への適合義務化」及び「建築確認・検査や審査省略制度の対象範囲の見直し」に係る改正は、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。

●今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。



簡易な省エネ適合を学ぶ 講習会・相談会 《住宅・小規模非住宅》

●2022年6月に公布された改正建築物省エネ法・改正建築基準法(4号特例の見直しを中心)の概要説明も実施します。



受講対象者 ・木造戸建住宅や小規模非住宅建築物の省エネ基準への適否の簡易判定法を使いたい設計者、施工者など
・改正建築物省エネ法や改正建築基準法の最新情報を知りたい方

木活協 HP▶



開催概要 2022年12月～2023年1月 全国各地で開催します。
詳しい日時、会場、プログラムは右記URLをご覧ください。 <https://www.shoene.org/>

申込方法 地域ごとに受付を行うため、上記木活協HPをご確認いただいた上で、裏面のFAX用紙等を用いてお申し込みください

講習内容

非住宅建築物 (300㎡未満)向け	■小規模版モデル建物法(Webプログラム)の使い方に関する動画説明・演習(Webプログラムの操作時は会場Wi-Fiを利用しますので、日頃使い慣れたノートパソコン、タブレット等をご持参下さい) ■小規模非住宅建築物の省エネ化などに関する相談会 など	小規模非住宅の方向け 木造戸建住宅の方向け
【国土交通省による動画説明】 改正法について	■改正建築物省エネ法及び改正建築基準法に関する最新の動画説明 など(予定)	
木造戸建住宅向け (省エネ計算によらない 省エネ基準への適否の 簡易判定法を学びます)	■2025年度の省エネ基準への適合義務化に対応する「仕様基準」の動画説明簡易判定法の冊子「仕様基準ガイドブック 2022」の主な特徴 1) 間取りの確定前:断熱材や設備機器の選定検証が可能 2) 間取りの確定時:計算なしで簡易に適合確認可能 3) 間取りの変更時:断熱材や設備機器の変更がなければ、再確認は不要 ■木造戸建住宅の省エネ化などに関する相談会 など	

送信いただくFAX番号は裏面に記載の木活協HPからご確認ください。

令和4年度

簡易な省エネ適合を学ぶ講習会・相談会 《住宅・小規模非住宅》

下記に記載の上、FAXで開催日
7日前までにお申し込みください。

申込日／令和 年 月 日

希望会場情報

都道府県名		開催都市名	
開催日	令和 年 月 日	参加対象 ☐ にチェックを入れてください	☐ 【午前】非住宅建築物向け ☐ 【午後1番目】改正法について ☐ 【午後2番目】木造戸建住宅向け

参加者個人情報（※複数名の場合、コピーして1名ずつ記入をお願いします。）

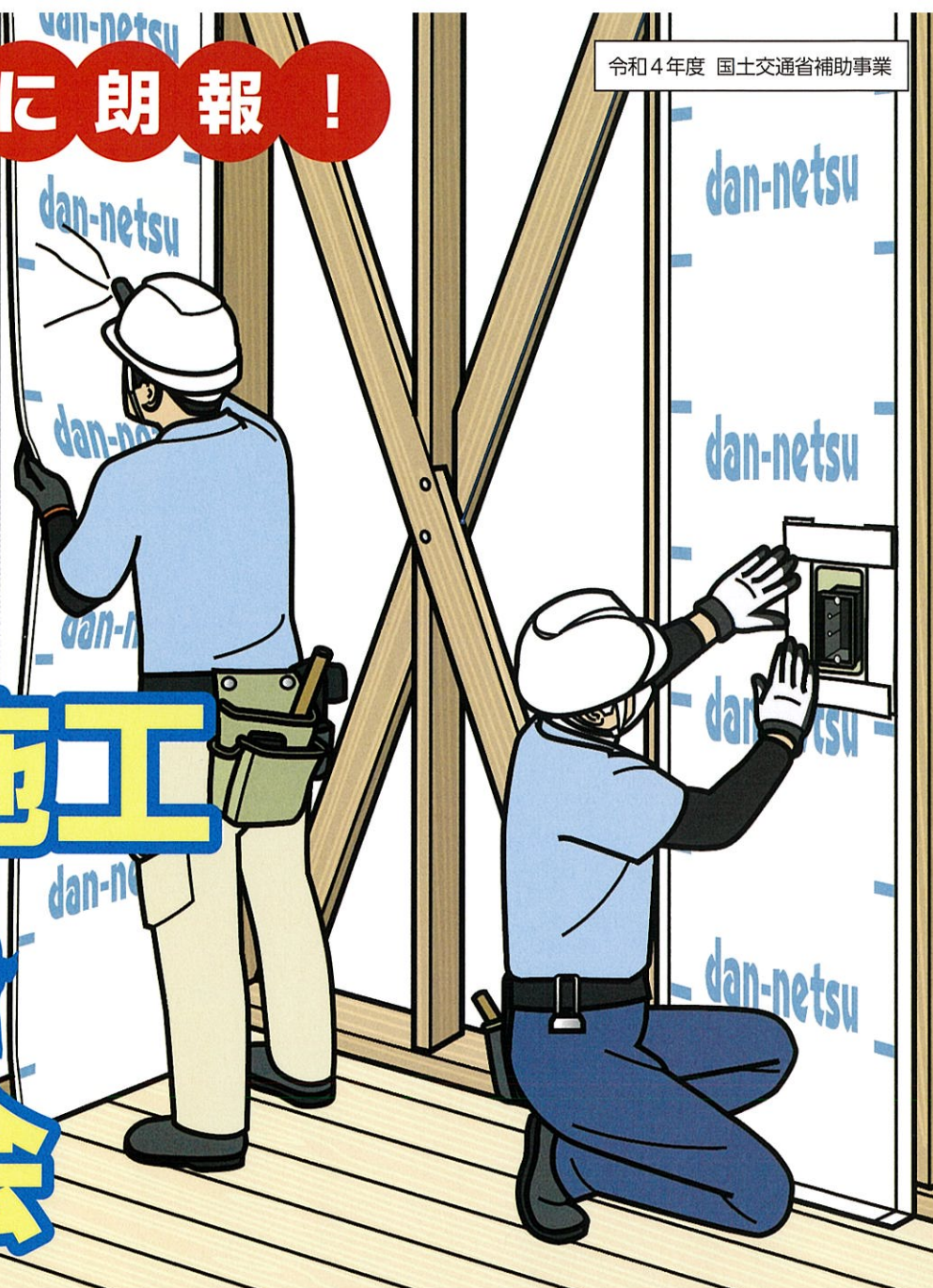
氏名	フリガナ -----		
会社名			
住所	(〒)		
TEL	() —	FAX	() —
メールアドレス	@		
職種	☐ 施工 ☐ 現場管理 ☐ 設計 ☐ その他 ※いずれかにチェックをお願いします。		
建築物 省エネに 関する 相談内容	☐ 木造戸建住宅向け ☐ 非住宅建築物向け ※該当するものにチェックをお願いします。相談内容により両方にチェック頂いても構いません。		

※取得した個人情報は、保健所等からの調査要請を受けた場合を除き、本講習会等の事務に必要な範囲以外使用しません。
 ※講習会等の開催日の前日までに、参加票をお送りいたしますので、正確にかつ漏れのないよう記入してください。
 ※新型コロナウイルスの蔓延状況によっては、開催を中止・延期などとする場合がございますので、その際の連絡用として使用することをご了承ください。

大工さんに朗報！

木造住宅の
断熱施工に
かかわる
疑問や不安を
解消できます

断熱施工 実技 研修会



対象者は断熱施工に携わる大工技能者です！

実施期間

令和4年11月頃～12月（対象地域にて順次開催）

実施会場
申込方法

実施団体（一社）全国木造建設事業協会のWeb
サイト内の専用ページで確認・申込してください
<https://www.zenmokkyo.jp/>



JBN・全国工務店協会（JBN）、全国住宅産業地域活性化協議会（住活協）、
全国建設労働組合総連合（全建総連）の各地域団体では、Webサイト掲載
の日程以外にも開催を計画しています。所属団体等にご確認ください。